建設業における
労働災害防止対策について

開催日:2021. 06
場　所: ーーーーーーーーーーーー
主 催 者 : 日 本 サ ッ シ 協 会

「トップが打ち出す方針　みんなで共有　生み出す安全・安心」

(第13次防　キャッチフレーズ)

東京労働局 労働基準部 安全課

新型コロナウイルス感染症の防止対策の徹底のお願い

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

① 身体的距離の確保　② マスクの着用　③ 手洗い

□ 人との間隔は2m（最低1m）空ける
□ 会話をする際は真正面を避ける
□ 外出時、屋内でも会話をするとき、人との間隔がとれない場合はマスクを着用する（夏場は熱中症に注意）
□ 家に帰ったら手や顔を洗う、人混みの多い場所に行った後は、直ぐに着替える、シャワーを浴びる
□ 手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う

＊ 重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にしてください

職場における感染防止

事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい理解を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組むことが必要。

事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取り組みの趣旨を踏まえて感染防止に向けた一人一人の行動変容を心がけることが重要

感染リスクが高まる「５つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば５人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

新型コロナウイルス感染症の防止対策の徹底のお願い

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのチェックリスト」

安全衛生委員会／衛生委員会資料　　：令和　年　月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。
　衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※　都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
（1）事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
（2）感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
・その他（　　）	はい・いいえ

1　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。

2　項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

3　確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、**その結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

　衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いてください。

第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）

「Safe Work TOKYO」の下

「トップが打ち出す方針　みんなで共有
生み出す安全・安心」

（キャッチフレーズとしてすべての関係者が「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有して取組を推進）

目標

死傷災害　2017年比2022年5％以上減少（9,837人→9,345人）
死亡災害　2017年比2022年15％以上減少（66人→56人）

小目標（建設業）

建設業における死亡災害　15％以上減少（28人→23人）
熱中症対策　計画期間中に死亡災害を発生させない。

（計画を推進するに当たっての基本的考え方）

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策

○本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

⇒　企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

○「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

⇒　“Safe Work TOKYO”　を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

都内の労働災害の現状

・死亡災害の約3割が建設業
　→建設業が死亡災害防止の最重点業種
・建設需要も多く、大規模現場も多数存在

令和２年 業種別死亡災害発生状況
（東京都内 39人）

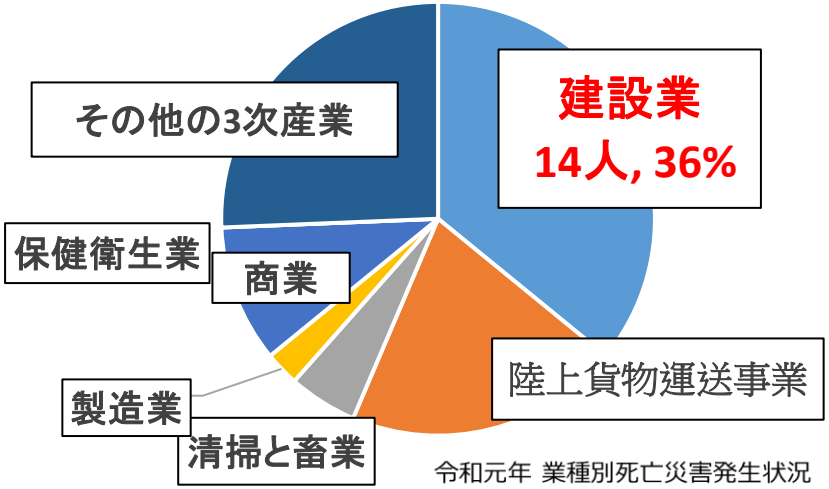

令和元年 業種別死亡災害発生状況
（東京都内 47人）

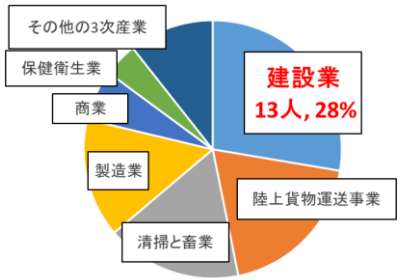

請負金額50億円以上の
建設現場数（東京労働局管内）

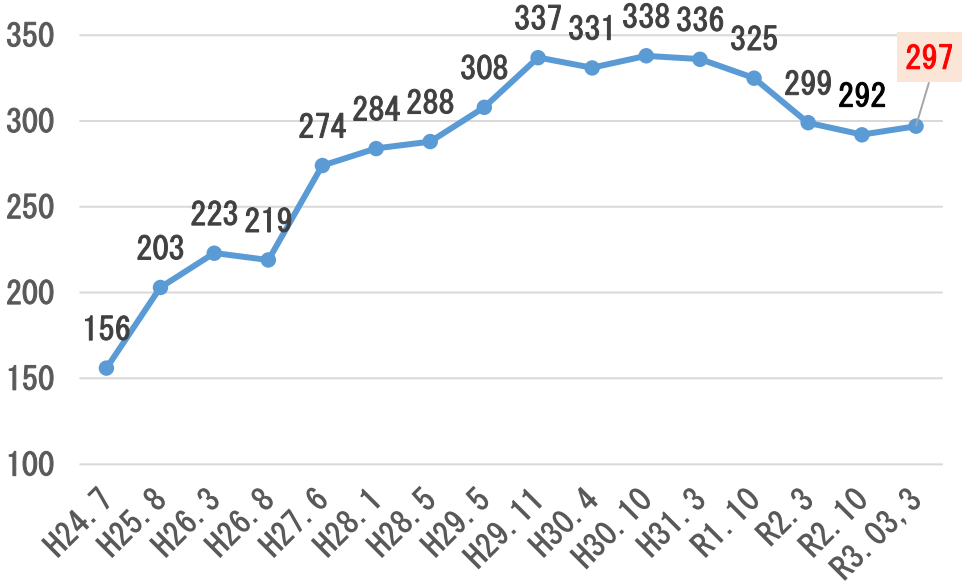

建設業の死亡災害の労働災害の推移（昭和28年～令和2年）

上段＝全国
下段＝東京

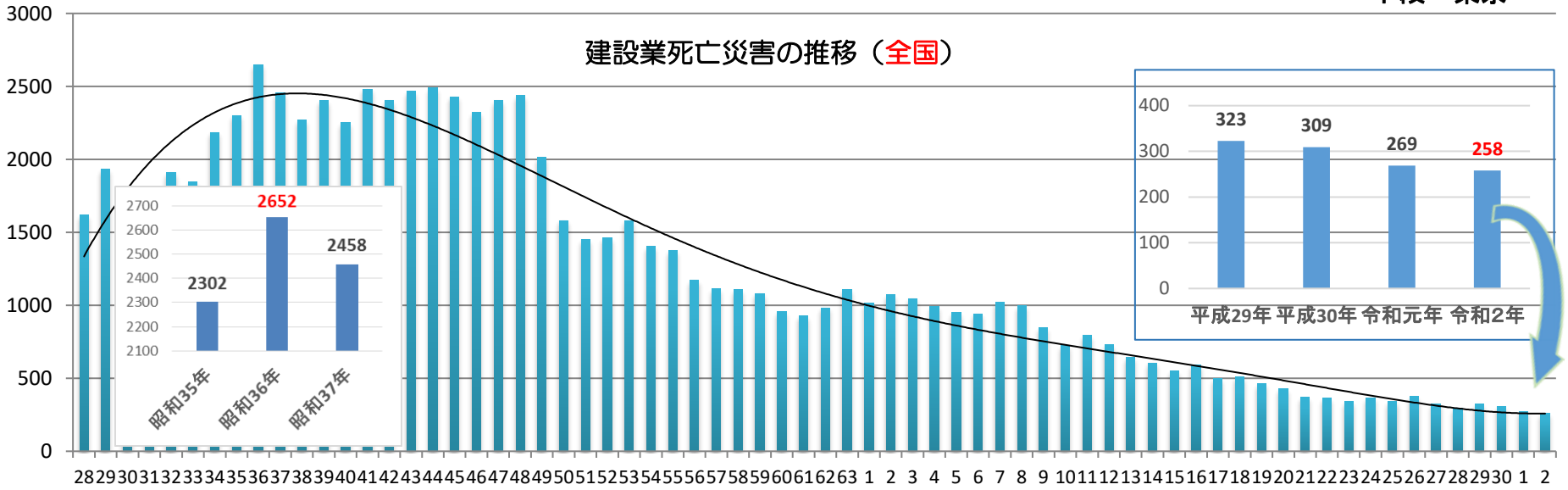

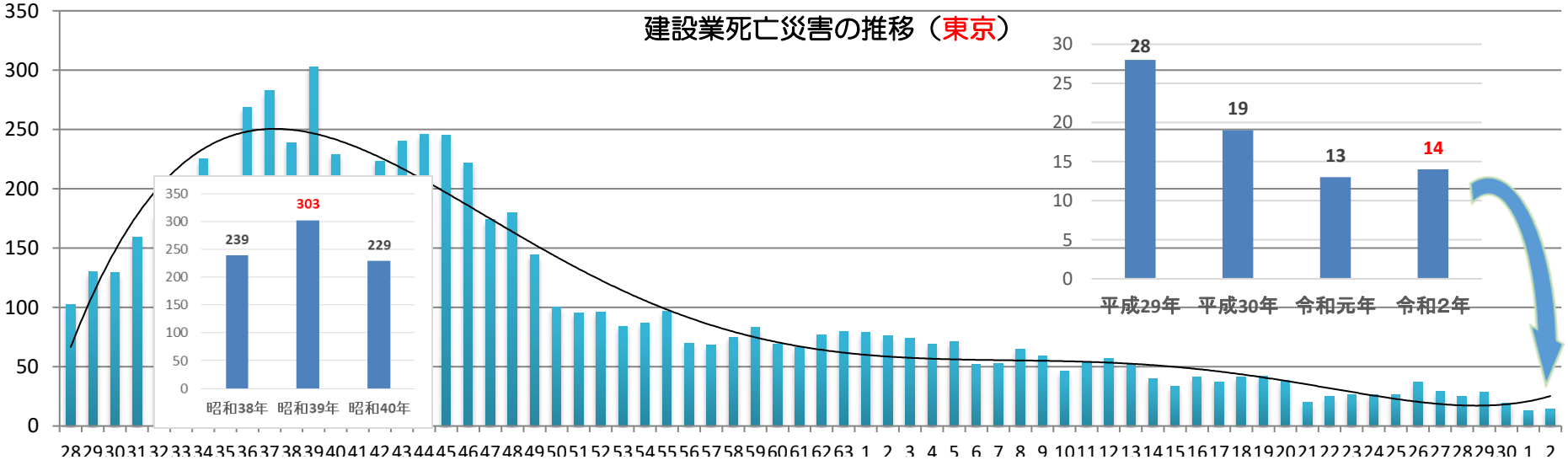

建設業の休業4日以上の労働災害の推移（昭和28年～令和2年）

上段＝全国
下段＝東京

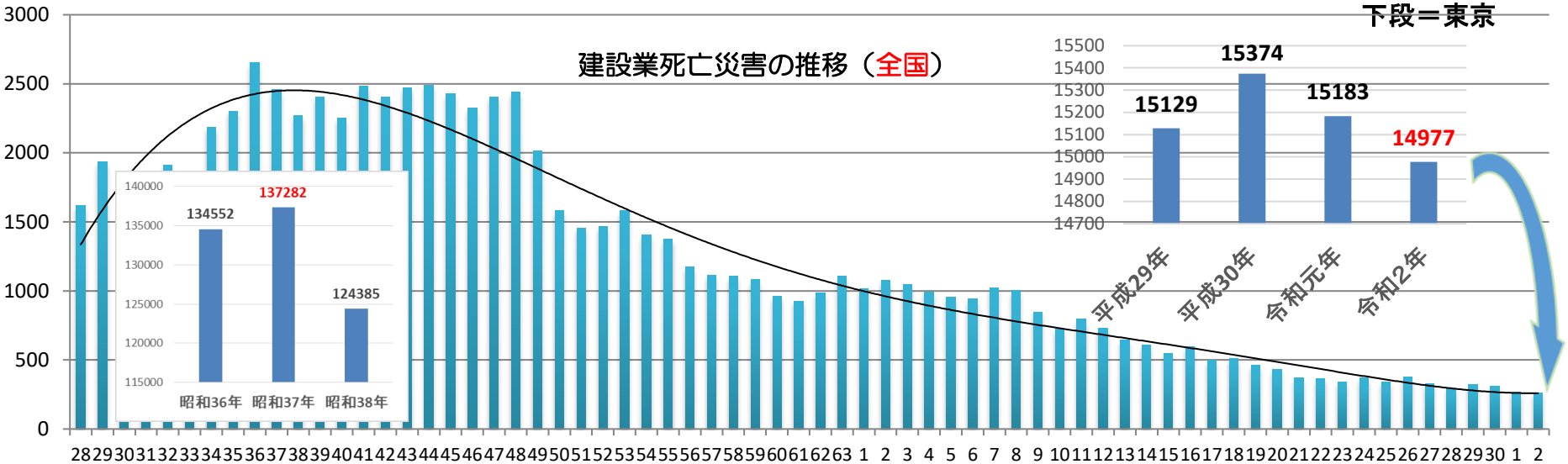

＊建設業の死傷者件数は全国では昭和37年の137,282件が最も多く、令和２年は、14,977件で58年間で1/9に減少、長期的には減少しているが、近年は横ばい状況である。

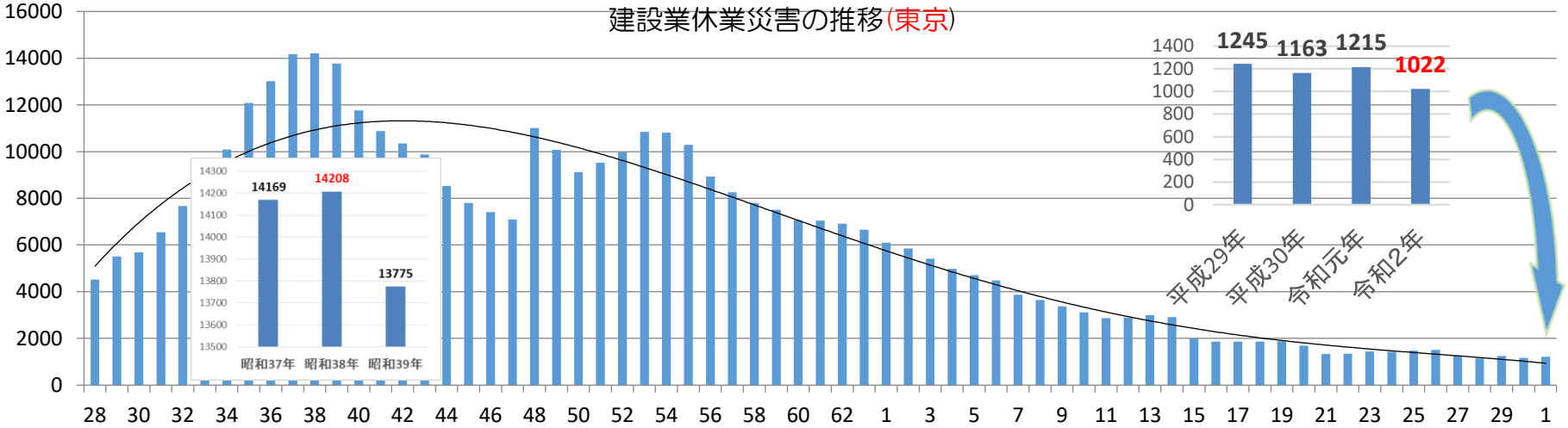

＊都内の建設業の死傷者件数は昭和38年の14,208件が最も多く、令和２年は、1,022件で全国と同じように長期的は減少しているが、近年は横ばい状況である。

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1　労働者の安全確保のための対策

足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が４割以上占めている。

事業者は引き続き、**墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則**（昭和47年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の**遵守徹底**を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」（平成 24 年２月９日付け基安発 0209第２号、平成 27 年５月 20 日一部改正）に**基づく「より安全な措置」等の措置**を適切 に講じること。

- 足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、労働安全衛生規則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したもので法定事項の遵守徹底が必要であること。
- 組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策を進めていくことが労働災害防止上効果的であること。

＊　これらを踏まえて、安衛則における墜落防止 措置と実施すべき対策をもって足場からの墜落転落災害の一層の防止を図ることとする。

東京局管内の死亡災害推移（平成20年～令和2年）／業種別／墜落・転落

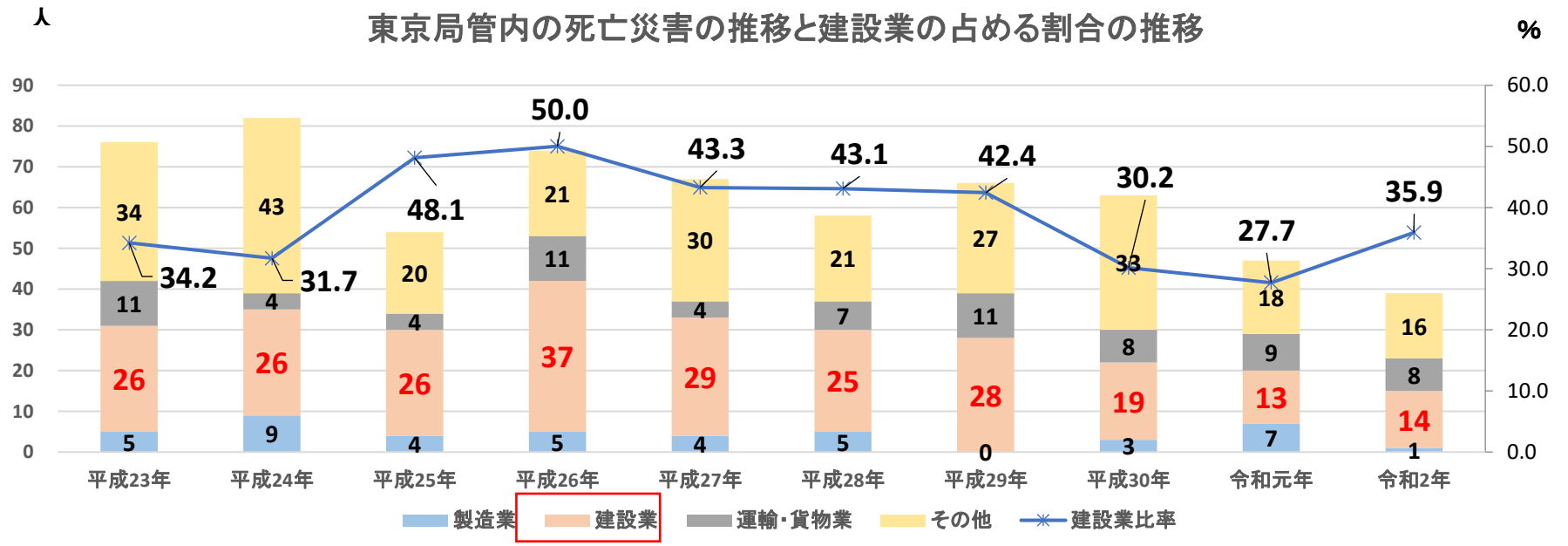

＊建設業の死亡者数は全業種の3割から4割を占める。この内の約4割が墜落・転落災害である。

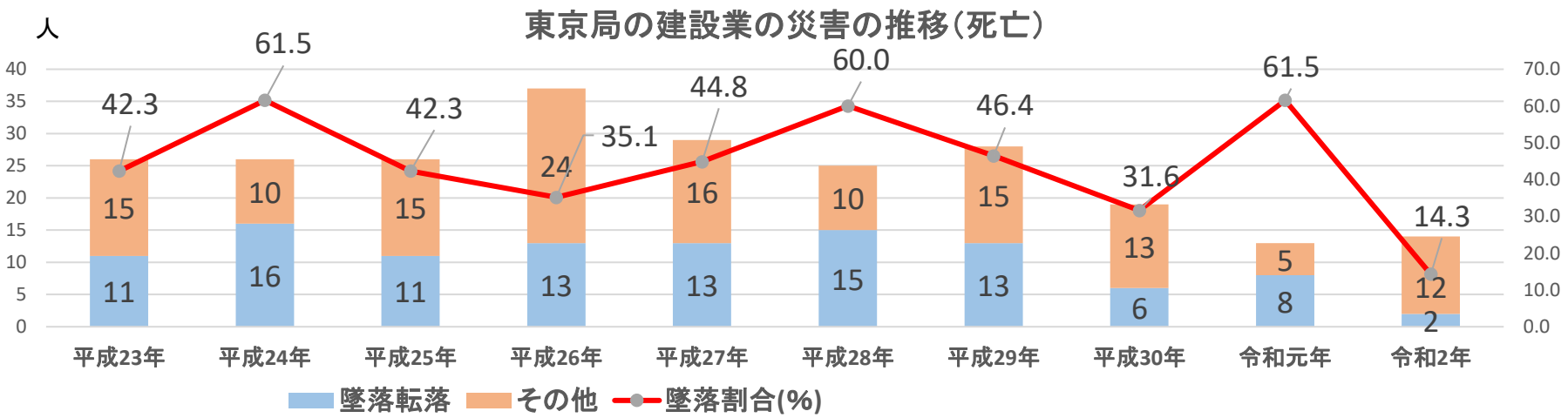

東京局管内の休業4日以上の災害発生状況（業種別）／事故の型別物

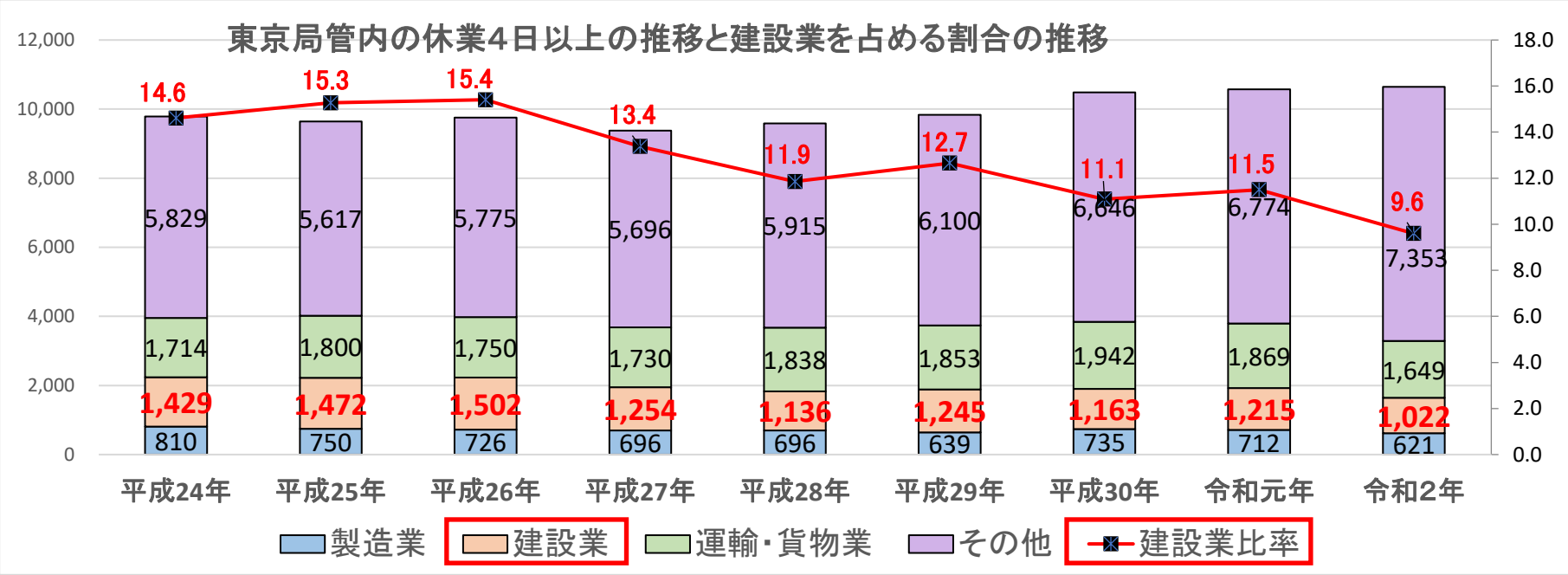

＊都内の休業による死傷者件数は、建設業は全業種の約12%を占めている。事故の型別でみると建設業は墜落・転落よるものが多く、製造業ははさまれ、運輸交通業が交通事故、その他業種である第三 次産業は転倒による災害が最も多い。転倒による災害はどの業種においても多く発生している。

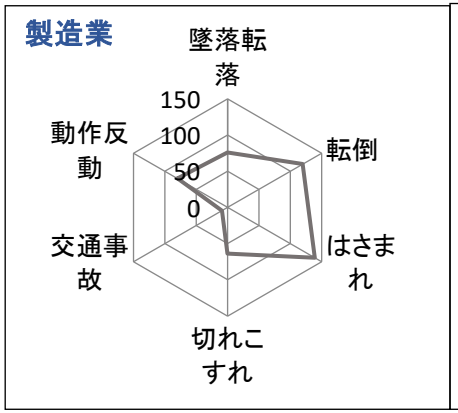

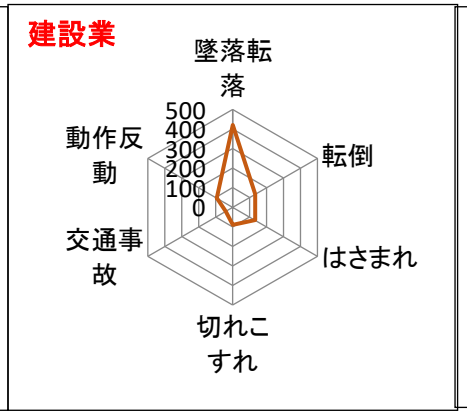

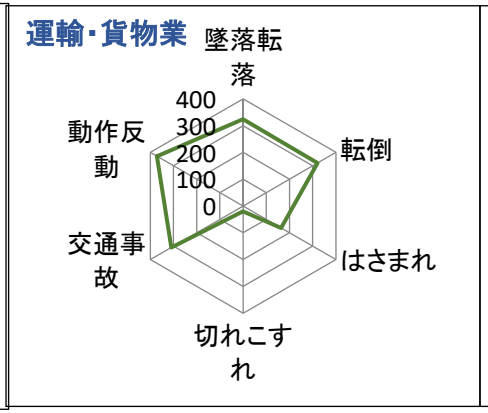

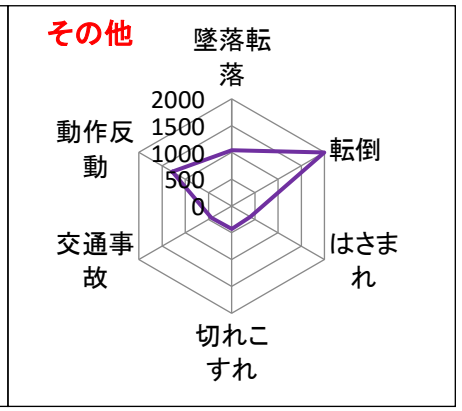

足場における「墜落防止措置」

●わく組足場の場合

①「交さ筋かい」＋「下さん等」（高さ15cm～40cm）
②「手すりわく」

いずれかでOK

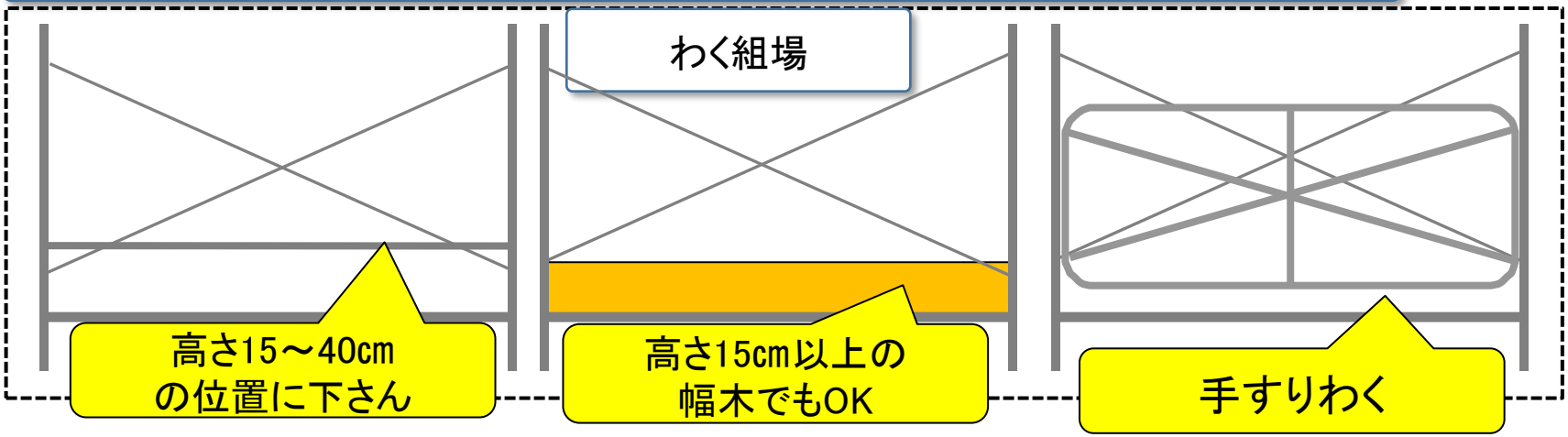

●わく組足場以外の足場

①手すりの高さアップ（85cm）
②手すりに加え、「中さん等」（高さ35cm～50cm）

両方必要

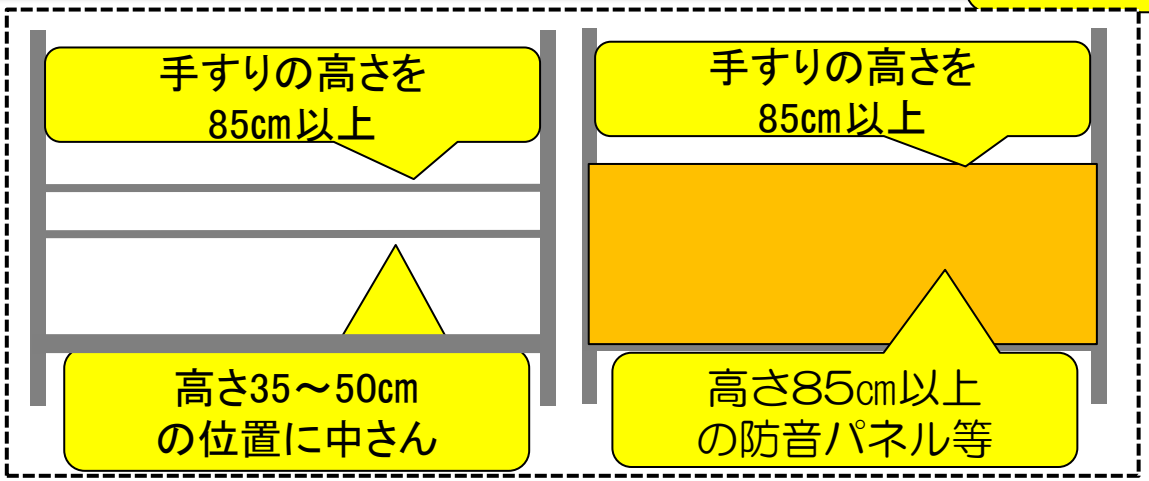

わく組足場の妻面

足場における「物体の落下防止措置」

【第５６３条第１項第６号関係】
「高さ２m以上の足場の作業床」について、幅木やメッシュシートなど具体的な措置を規定。

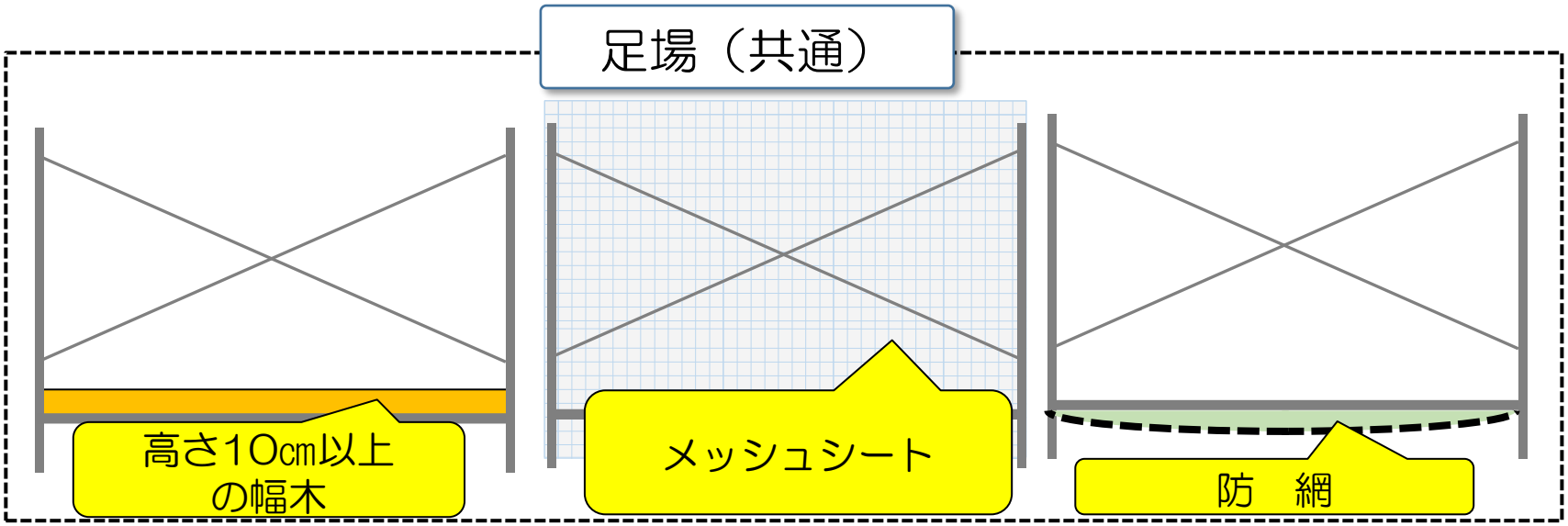

【第563条第1項第6号関係】
幅木等を設置することが著しく困難な場合や臨時に取り外す場合で「立入区域」を設定したときは措置不要。

高さ2mに満たない場合や、足場以外の作業場所であっても、第537条の適用があることに留意。

第537条
事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入　区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

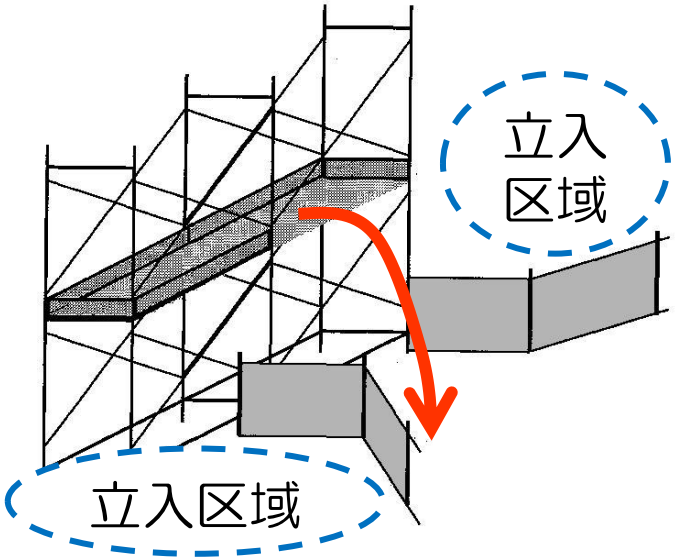

●床材と建地との隙間

足場の高さ２ｍ以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を12ｃｍ未満とする。（一側足場、つり足場を除く）

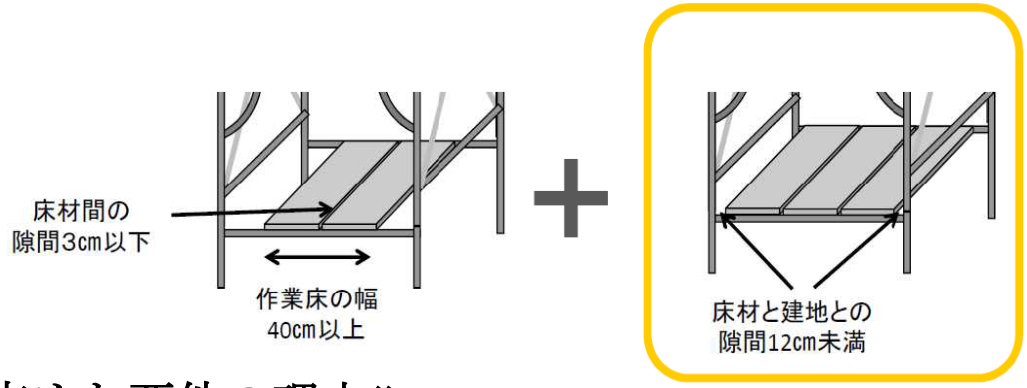

【留意点】
　床付き床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅な床材を敷く、床材がずれないよう固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常に要件を満たすようにする。

≪定めた要件の理由≫

　鋼管足場用の部材と附属金具の規格で床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることからはり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計値が24cm以上であればさらに床材を敷き床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることから隙間を12ｃｍ未満とする作業床の要件を定めている。

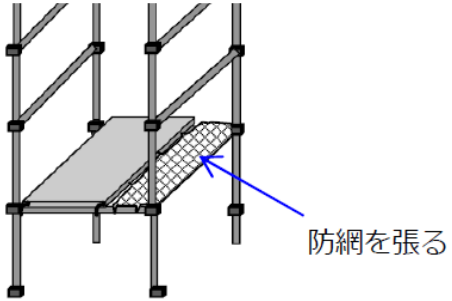

【約60cmの腕木に幅40cmの床材の例】

≪規定が適用されない場合≫

①　はり間方向における建地と床材との隙間の合計値幅が24cm未満。
②　曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など建地と床材との隙間の合計値幅を24cm未満とすることが作業性質上困難な場合
③　「①②」の場合、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のもので塞ぐ墜落防止措置を講じた場合

●足場用の墜落防止設備を取り外す場合の措置

墜落制止用器具を安全に取り付ける設備を設け、墜落制止用器具を使用させる措置、またはこれと同等以上の効果のある措置を講じた場合等

足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

【わく組足場の場合】

①「交さ筋かい＋下さん」に加え、「上さん」の追加

②「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外の場合】

①「手すり＋中さん等」に加え、「幅木」の追加

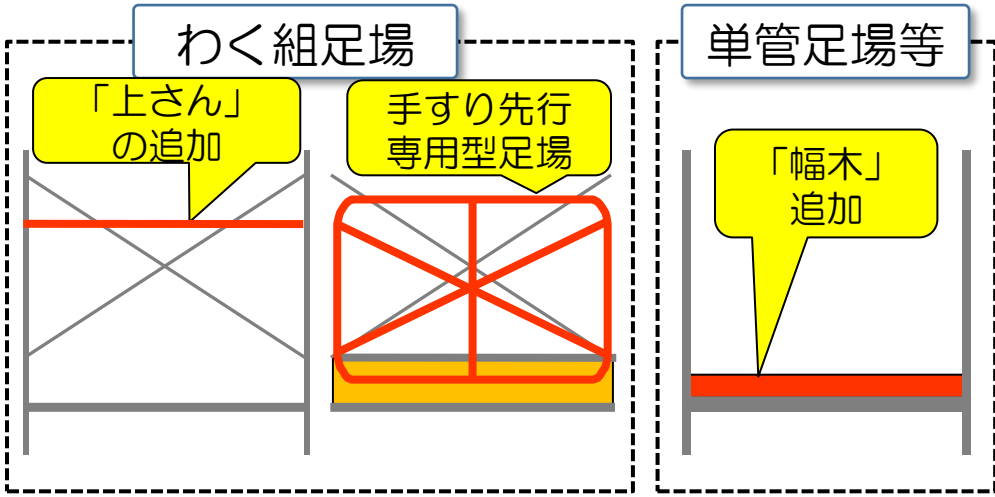

はり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法を原則同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と建地（脚柱）とのすき間をつくらないように設置する

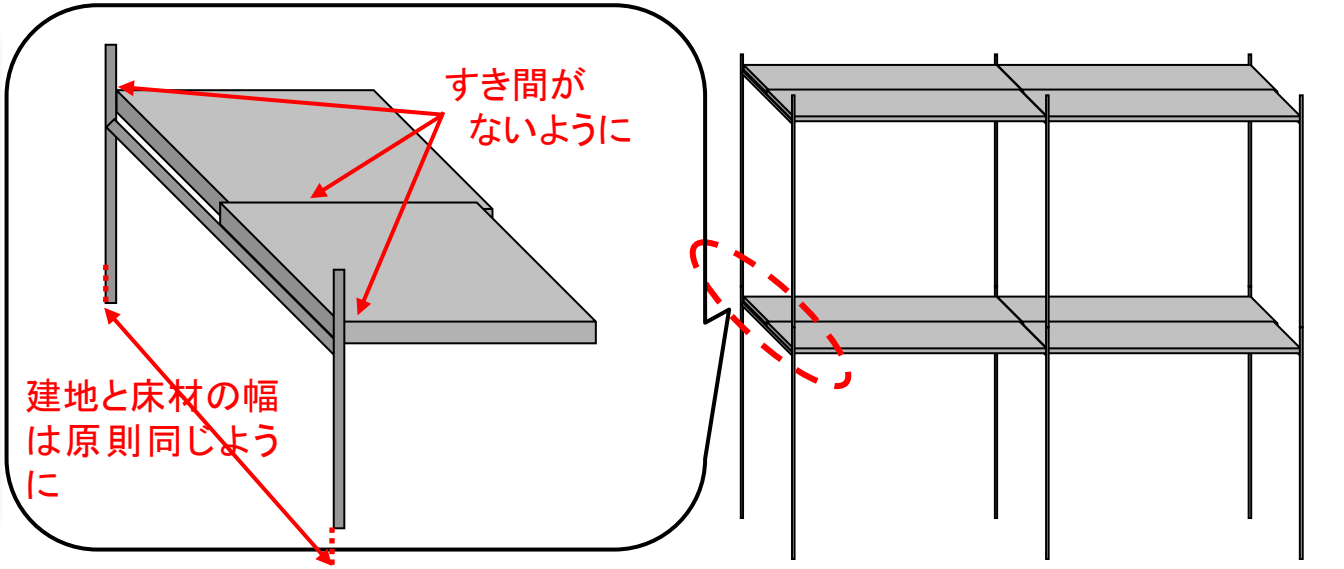

＊「より安全な措置」を図るとともに十分な式とを確保できる場合は一側足場ではなく本足場（2側足足場）の設置を指導する。

足場等の安全点検の確実な実施について

平成27年5月20日足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

① 足場等の点検に当たっては、足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行う。

足場等の種類別点検チェックリスト－（　　）足場用－（注1）

足場等点検チェックリスト

工事名（　　）　工期（　　～　　）（注2）
事業場名（　　）
点検者職氏名（　　）（注3）
点検日　　年　月　日
点検実施理由（暴天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細　　）（注4）
足場等の用途、種類、概要（　　）（注5）

点検事項（注6）	点　検　の　内　容（注7）	良否（注8）	是正内容（注9）	確認（注10）
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備）の取外し及び脱落の有無（注11）				
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の滑止めの機能				

足場の構造や墜落防止措置の状況として作業床の幅、手すり、中さん等の有無やその高さの実施状況を確実に把握する。

（労働安全衛生規則第567条）

② 足場等の組立て・変更時等の点検については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名する。

③ 作業開始前の点検は職長等その足場を使用する労働者の責任者から指名する。

別表

点検の内容例　－わく組足場用－

点検事項	点　検　の　内　容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満（※）か ⑤床材き布枠は隙間なく設置されているか ⑥・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか

点検の内容例　－単管足場用－

点検事項	点　検　の　内　容
	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか

点検の内容例　－くさび緊結式足場用－

点検事項	点　検　の　内　容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材き布わくは外れ止めが確実にロックされているか

点検の内容例　－つり（棚）足場用－

点検事項	点　検　の　内　容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されいるか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（腕板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは 85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か ⑥・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・
	①幅木（腕板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1　労働者の安全確保のための対策

はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が最も多くなっている。**「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」**（令和３年３月17日付け基安安発0317第２号）に基づく**措置**を適切に講じる.

建設業における労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみた場合

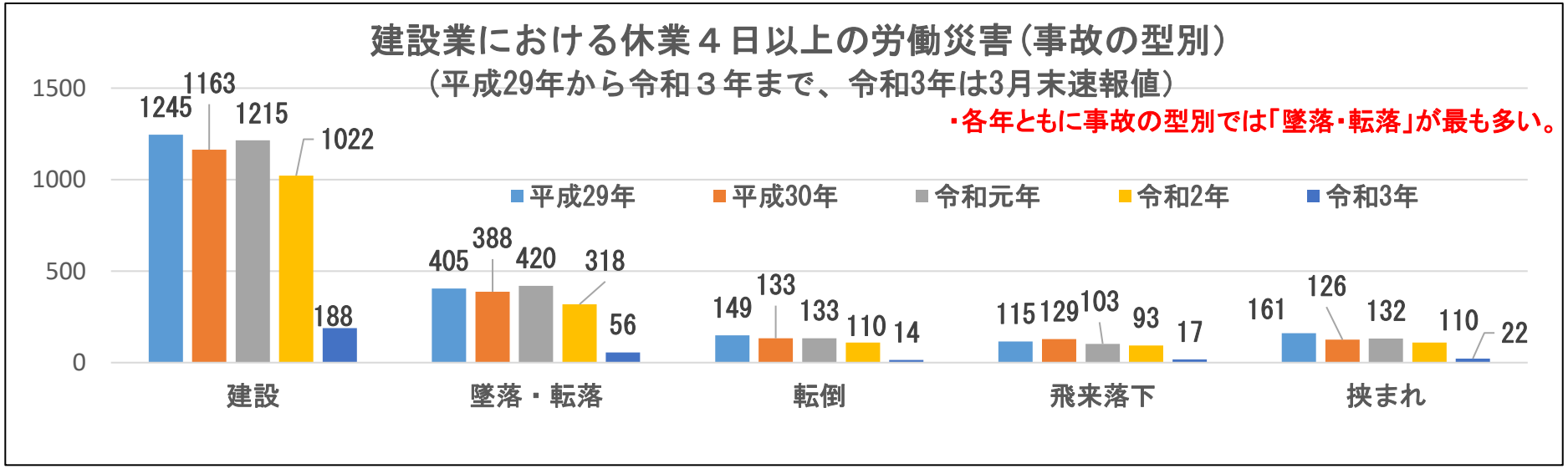

平成28年から令和2年年の「事故の型別」と「起因物」の組合せの上位５位

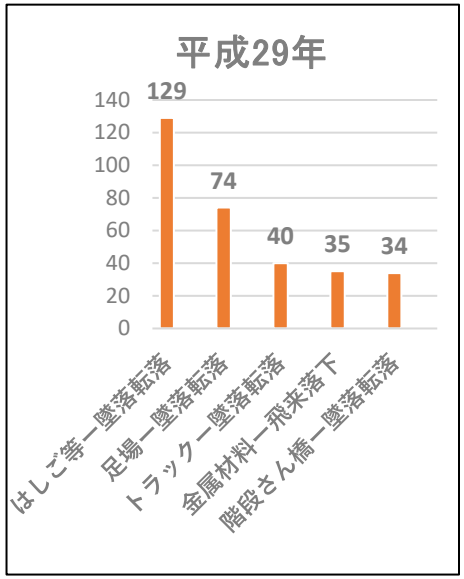

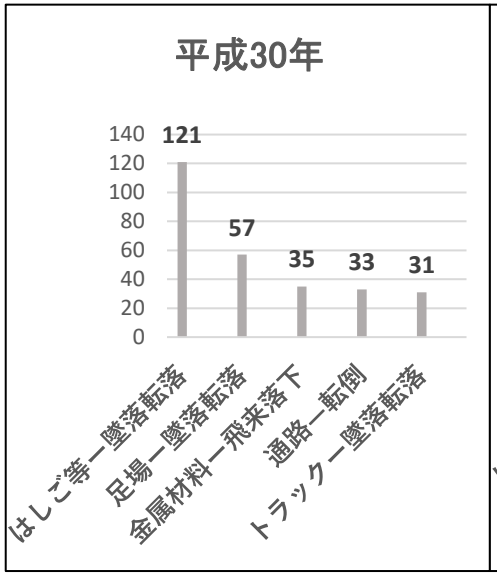

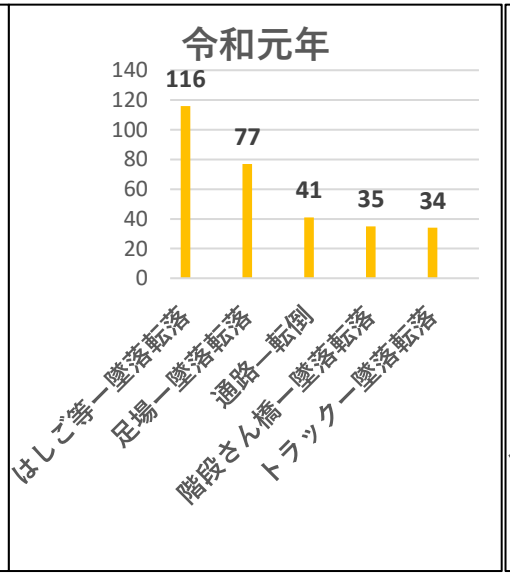

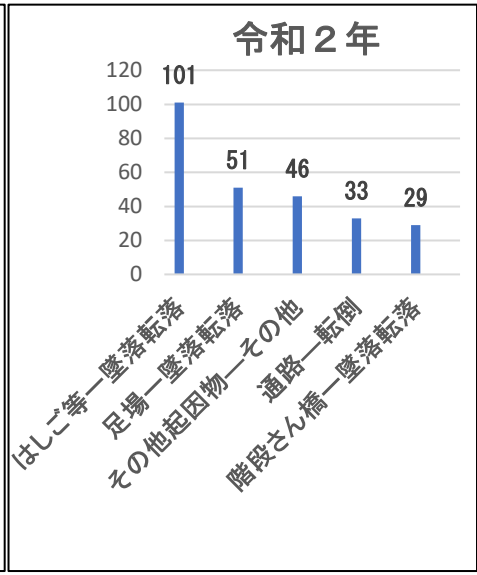

＊平成29年から令和２年の労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみると、各年とも「はしご等からの墜落・転落」が最も多く、次いで「足場からの墜落・転落」である。

※はしご等とは、はしご、脚立、踏み台などをいう。

はしごや脚立からの低所からの墜落・転落災害防止について

「はしごや脚立」は、身近な用具であり、ちょっとした高いところに物を取る等の時に使用するため、墜落・転落の危険性について、それほど危ないと感じずに使用する場合が多い、使用する場合は、想定される危険の予知を！

労働災害のメカニズム

(1) 不安全な状態

- はしご、脚立の損傷等の改善　（設備の欠陥）
- はしご、脚立の設置場所が軟弱な地盤（設置場欠陥）
- 強風等の悪天候（自然環境、外的要因の欠陥）

(2) 不安全な行動

- はしご、脚立の欠陥を知りながら「少しの作業なら‥」と「このくらいの風や地盤の緩みなら大丈夫‥」と放置する
- はしご上から身を乗り出す、脚立の天板に乗って作業‥、荷物を片手に持って昇降する‥と、危険な行動をとる

はしごや脚立は使用するものによって、使用方法、使用場所の状況によって、災害の状況（災害の程度、可能性）に違いがある。

(1) 使用するものによって

- はしご、脚立の大小
- はしご、脚立自体に欠陥（すべり止め有無、経年劣化、損傷、腐食、）

(2) 使用方法

- はしごの両端から身を乗り出して作業
- 脚立の天板に乗って作業
- はしごを背にして昇降したり、荷を片手にもって昇降する
- はしごを固定していない

(3) 使用場所等

- はしご、脚立の設置面が軟弱で沈下のおそれのある場所
- 強風等の悪天候

事故の大きさ、可能性

(1) 事故の大きさ

- 作業箇所が高い場所での作業であれば事故の強度が大きいかも‥

(2) 事故の可能性

- 軟弱な地盤、風の強さによって事故の可能性が大きいかも‥

使用する場合はまず次のことを！
①　想定される危険を予知しながら使用する。②　はしご等は足元が不安定になりやすいので、床面の広いローリングタワーや作業台の代替設備を検討。③　高さ１ｍ未満の作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用する

＊ はしごや脚立の使用の作業をなくせないか、安全性の高い設備に変更できないか、検討したうえ、作業を実施する。（「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」の建設用リーフレット使用して周知指導する。

建設業の墜落転落の内、はしご等からの墜落転落の死傷者数が毎年3割を超えている！
はしご等を使用する前にチェックをしてから使用しましょう。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- □はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- □靴は脱げにくく、滑りにくい
- □ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30㎝以上
4. すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は２段目以下の踏みさんを使用する（３段目以下がよりよい）
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

１　労働者の安全確保のための対策

墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年２月１日に施行された**墜落制止用器具に係る改正安衛則等について**、リーフレット等を活用して**改正内容の周知を図る**ともに、**「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用**して、中小事業者等の早期の買い換えを積極的に勧奨する。

・　墜落制止用器具に係る安衛則の改正等により、旧規格の安全帯を使用できる期間が令和４年１月１日までとされている。

フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年６月22日付け基発0622 第２号）に基づく措置を適切に講じる。

・**「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の確保を図る**。なお、中小事業者等は、この場合に「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用できることを周知する。

安全帯が「墜落制止用器具」に！

- 「墜落制止用器具」として認められる器具は**胴ベルト型とハーネス型**の2つとなります。
- 墜落制止用器具は**「フルハーネス型」**を使用することが**原則**です。
- **高さが２ｍ以上の箇所で作業床を設けることが困難**なところでは、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務について、**「安全衛生特別教育」**が必要です。

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は「胴ベルト型」の使用可。
※建設作業等一般的な使用条件では目安高さ5m以下となる

特別教育の実施状況を元方事業者に確認

胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安である6.75ｍの考え方

フルハーネス型安全帯の自由落下距離の最大値（4m）とショックアブソーバの伸びの最大値（1.75m）の合計値に1mを加えた値として6.75mとしている。

建設作業等において胴ベルト型を使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、目安高さは５ｍ以下とすべきとしている。

既存不適合機械等の更新の支援（間接補助金）

- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）

国 → 定額補助金（公募による選定） → 補助事業者 → 間接補助金※（補助率1/2） → 既存不適合機械等所有事業者（中小企業）

※ 事業場規模、対象機械等の安全性等を審査の上、競争的に交付決定

<u>間接補助対象の費用</u>

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

①改正安全帯の規格（平成31年２月１日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（上限2万円の1/2）

②**積載型トラッククレーンの過負荷防止装置**(吊り上げ荷重３t未満)の改修・買い換え等（上限100万円の1/2）

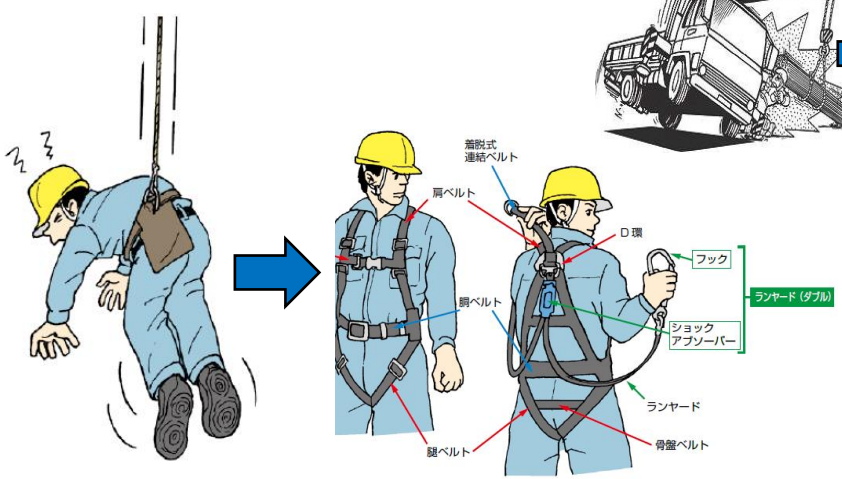

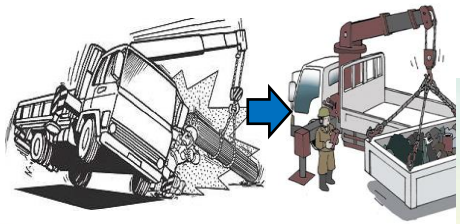

平成30年～令和2年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況
（事故の型別／休業日数）

墜落・転落災害による休業日数別労働災害発生状況

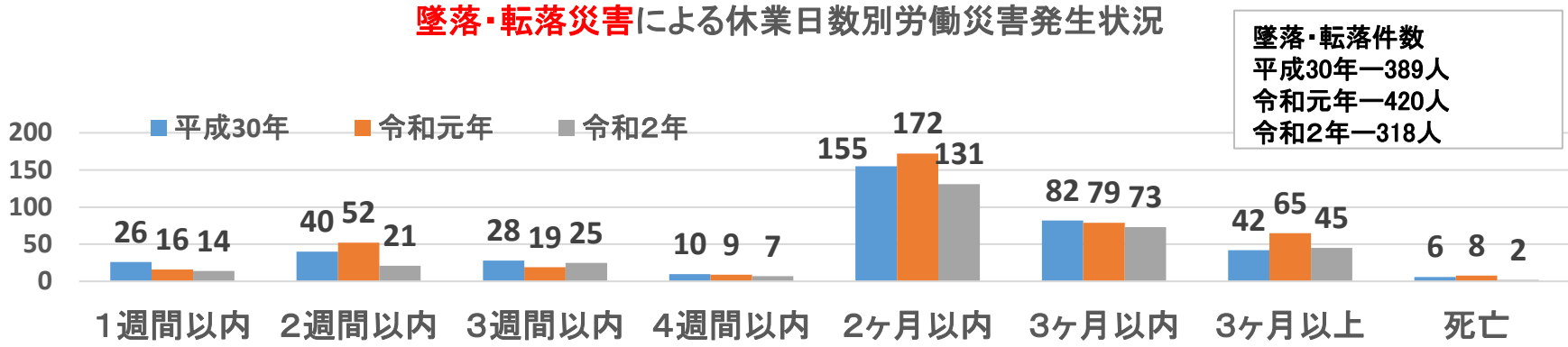

・墜落・転落災害で最も多い休業日数の災害＝4週間から2ヶ月以内の災害で全体の40%を占める
・墜落・転落災害の休業日数が4週間以上の災害＝全体の約70%を占める

転倒災害による休業日数別労働災害発生状況

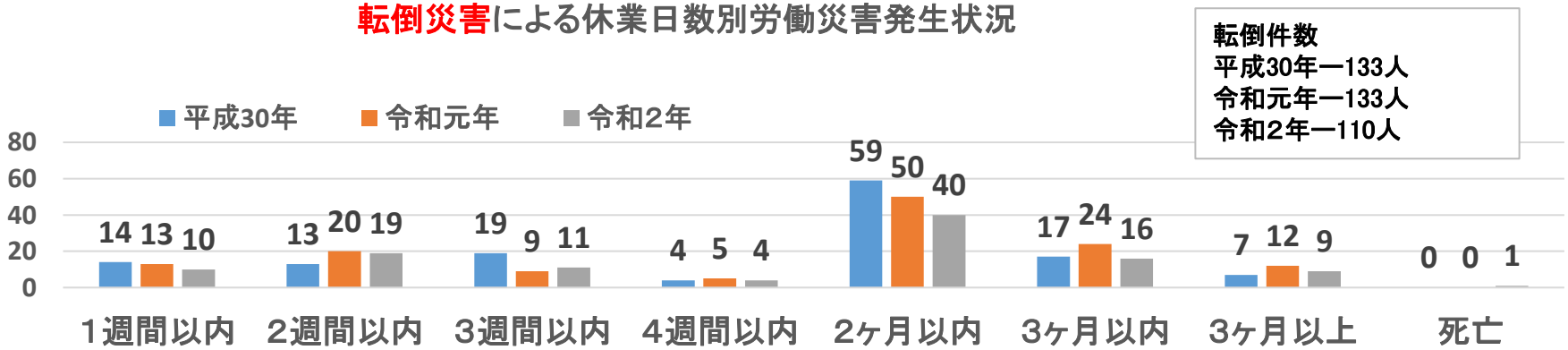

・転倒災害で最も多い休業日数の災害＝4週間から2ヶ月以内の災害で全体の約40%を占める
・転倒災害の休業災害4週間以上の件数＝全体の約60%を占める

＊労働災害防止対策
・「墜落制止用器具」の使用
・現場内の整理整頓、安全の見える化を図る
・各工事計画段階におけるリスクアセスメントの実施等の徹底

建　設　業　の　安　全衛　生　対　策

１　労働者の安全確保のための対策

高年齢労働者等の労働災害の防止

- 　厚生労働省は、昨年度取りまとめた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月16日付け基安発0316第１号）（以下「**エイジフレンドリーガイドライン**」という。）**に基づき事業場を指導する。**
- 　委託事業により、「働く高齢者のための安全管理セミナー」を実施する。
- 　「エイジフレンドリー補助金」により、働く高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を引き続き、支援する。

事業者が各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、建災防等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図るよう指導する。

平成30年～令和2年年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況
（年齢別／事故の型別）

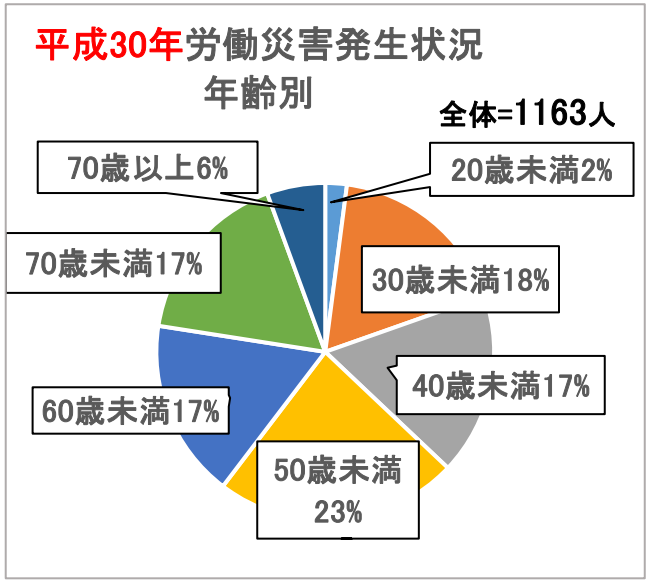

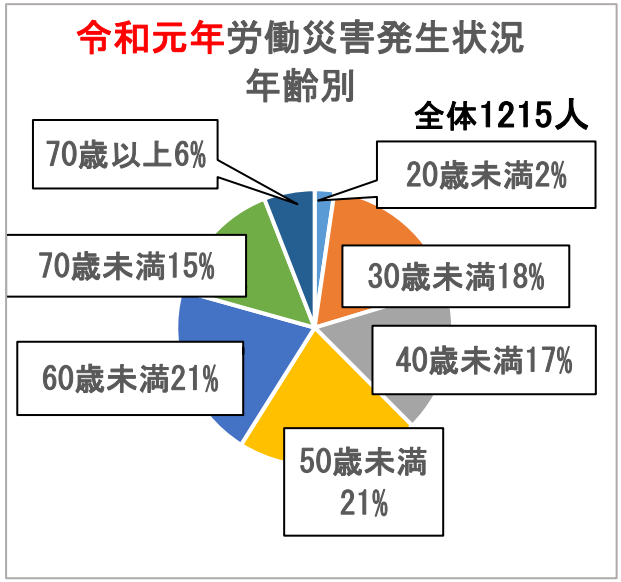

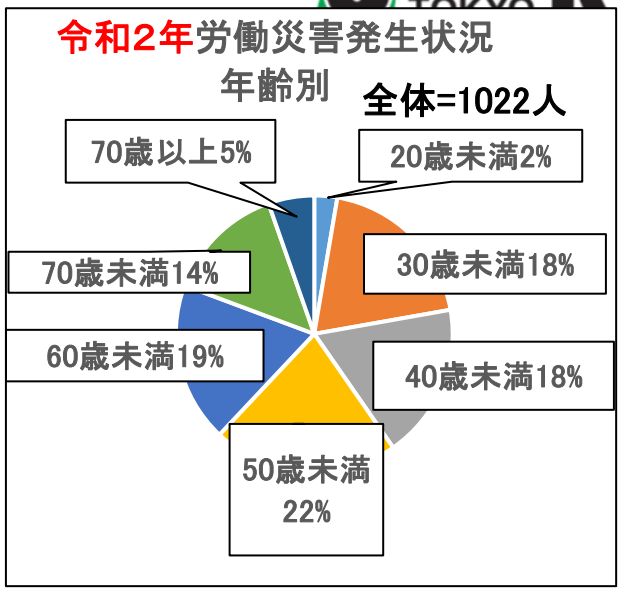

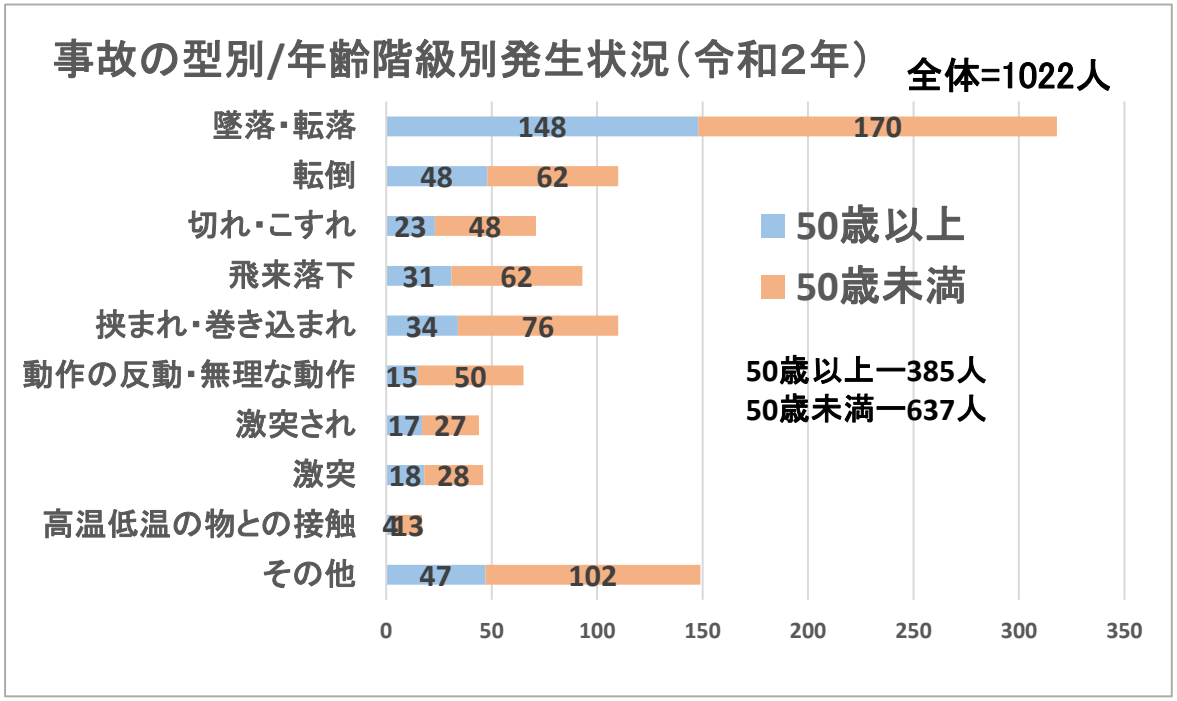

・令和2年から平成30年とも死傷者の年齢別の災害傾向は同じ。
・40歳以上50歳未満の方が全体の約22%を占め最も多い。
・50歳以上の労働災害は全体の40%を占める

＊高年齢労働者に対する対策
- **労働者に配慮した作業環境の改善**
- **労働者に配慮した作業方法の改善**
- **身体的機能向上のための健康づくり**

令和元年の建設業における休業４日以上の労働災害発生状況（経験別・年齢別）

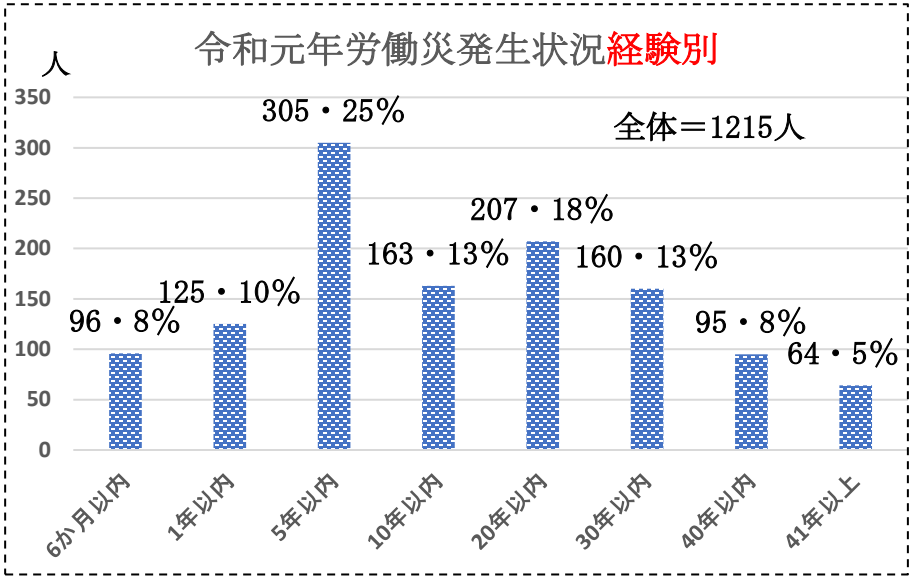

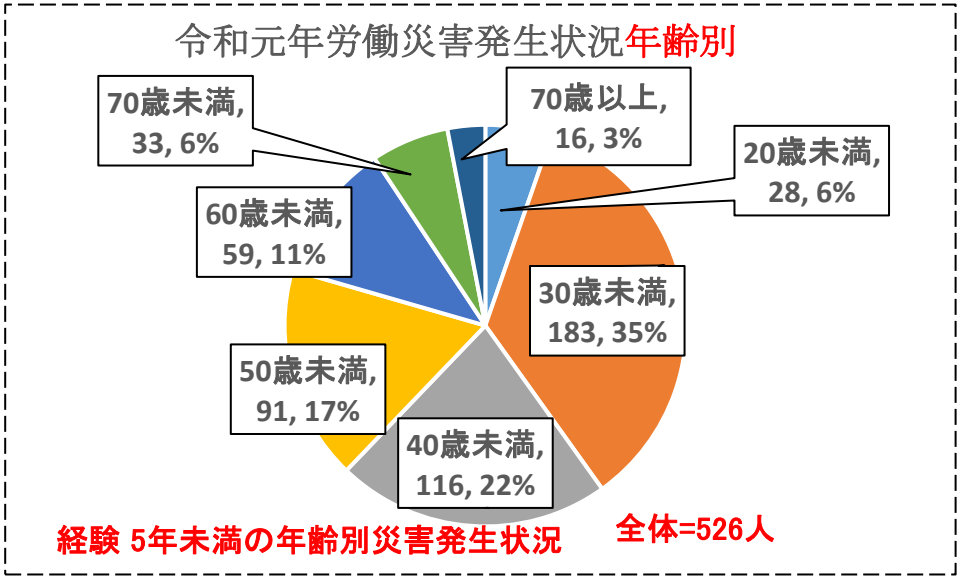

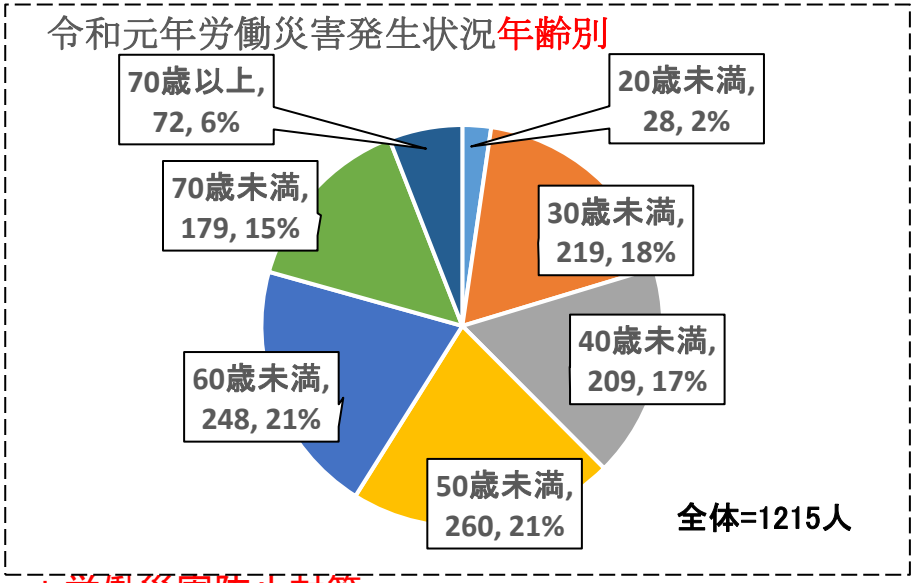

- 令和元年、２年とも死傷者の経験別の災害傾向は同じ。
- 経験5年以内に災害にあった被災者数は526人で全体の約43.3%を占めている。
- 経験２年から５年以内の経験者による災害は全体の約25.1%を占め最も多い。
- 年齢別被災者数のうち経験5年の被災者年齢者が占める割合は、30歳未満では84%を占め、40歳未満では56%、50歳未満では35%、60歳未満で24%を占める。

＊労働災害防止対策

- 労働者を雇入れたとき、作業内容を変更したとき、危険又は有害な業務に就かせるときは確実に教育を行うこと
- 教育の実施計画を作成し確実に行うこと
- 職長及び安全衛生責任者等に対して安全衛生教育を概ね5年ごとに教育を行うこと

令和2年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況（経験別・年齢別）

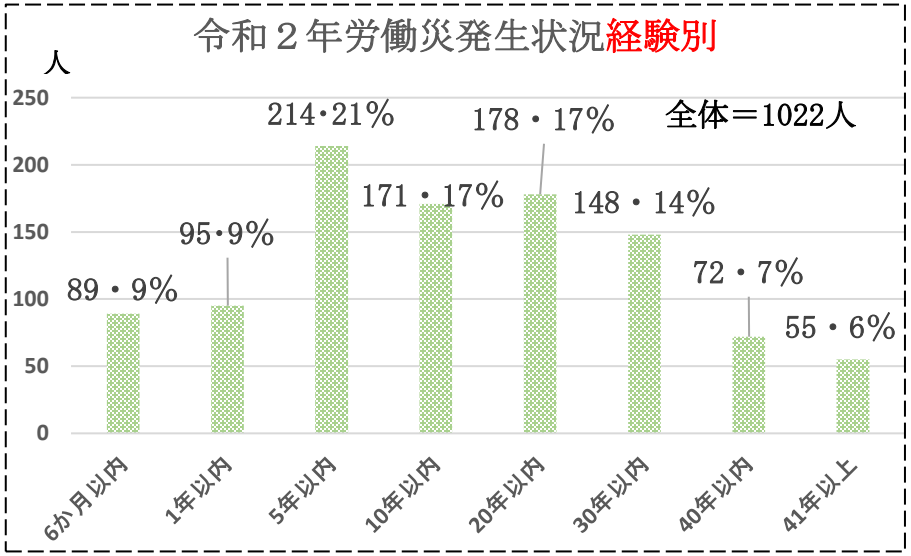

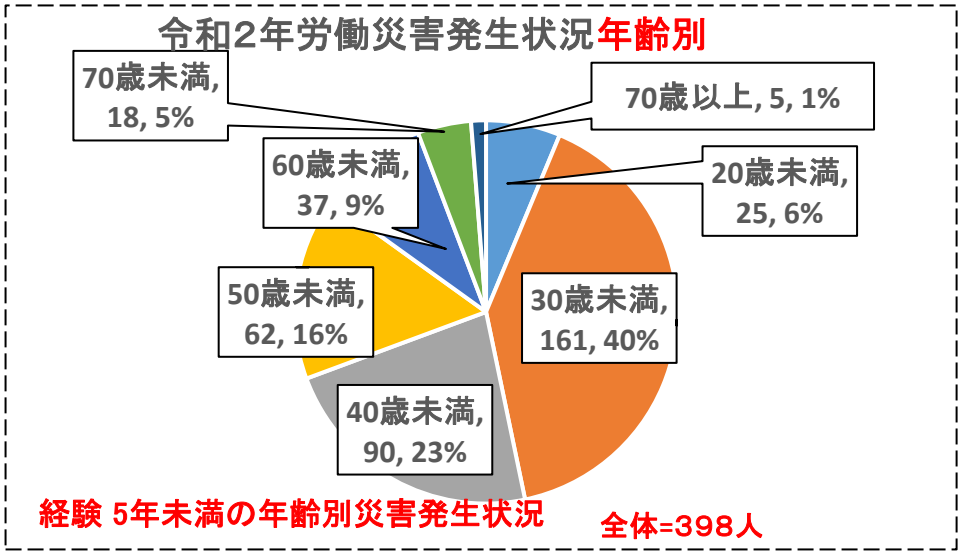

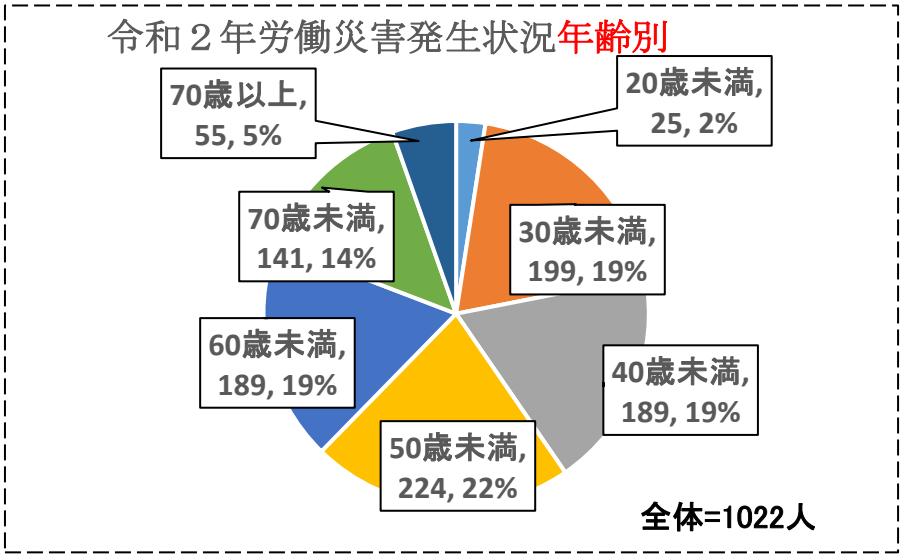

- 令和2年、元年とも死傷者の経験別の災害傾向は同じ。
- 経験5年以内に災害にあった被災者は398人で全体の約40%を占めている。
- 経験2年から5年以内の経験者による災害は全体の約21%を占め最も多い。
- 年齢別被災者数のうち経験5年の被災者年齢者が占める割合は、30歳未満では81%を占め、40歳未満では48%、50歳未満では28%、60歳未満で20%を占める。

＊労働災害防止対策

- 労働者を雇入れたとき、作業内容を変更したとき、危険又は有害な業務に就かせるときは確実に教育を行うこと
- 教育の実施計画を作成し確実に行うこと
- 職長及び安全衛生責任者等に対して安全衛生教育を概ね5年ごとに教育を行うこと

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1　労働者の安全確保のための対策

外国人労働者に対する労働災害防止対策

・　外国人労働者の労働災害防止のための安全衛生教育の実施方法等について示されている通達、以下。

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」
（平成19年８月３日厚生労働省告示第276号）

「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」
（令和２年３月31日付け基発0330第43号）

・　外国人労働者が教育内容を理解できるよう、外国語教材を作成し、インターネット上の「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ＨＰにおいて公表している。

・　令和元年度委託事業により、雇入れ時等の教育において活用できる①型枠施工業務、②屋根ふき業務等業種別の視聴覚教材と③床上操作式クレーン運転④玉掛け技能講習等の補助教材を多言語（英語、中国語、ベトナム語等最大13言語。教材により異なる。）で作成し、厚生労働省ＨＰに公表している。

令和２年度委託事業により、①クレーン・②玉掛け作業、③溶接作業等の視聴覚教材及び④小型移動式クレーン運転技能講習等の補助教材を多言語（上記同様）で作成し、厚生労働省ＨＰに公表予定。

＊　外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施するよう事業者に周知する。

外国人労働者の労働災害防止対策について

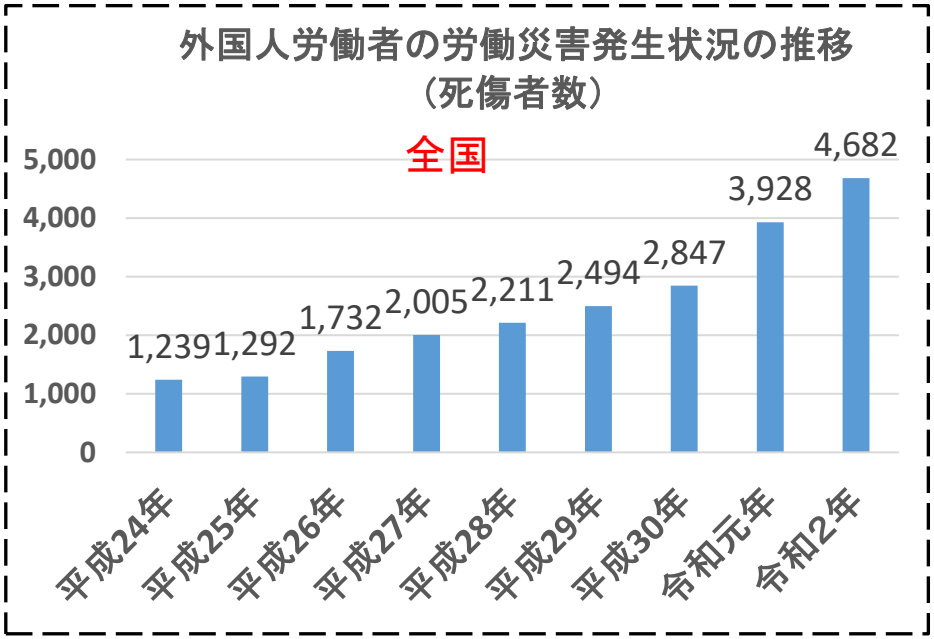

外国人労働者の増加に伴い、外国人による労働災害も増加傾向にある。

平成27年以降は、毎年2,000件を超え、令和元年には、約2倍となっている。

外国人労働者の業種別災害発生状況（令和元年）

業 種	全国（人）	業種／合計	東京（人）	業種／合計
製造業	2183	56%	48	14%
建設業	**583**	**15%**	**81**	**23%**
陸上貨物運送事業	153	4%	23	7%
商業	250	6%	57	16%
うち小売業	166	4%	47	13%
保健衛生業	113	3%	17	5%
接客娯楽業	228	6%	76	22%
うち飲食店	151	4%	67	19%
清掃・と畜	117	3%	29	8%
その他	301	8%	22	6%
合計	3928	--	353	--

東京の全業種の被災者数10570名のうち外国人によるものが353名の3.3%を占めている。

建設業が最も多く81名で外国人の被災者数の23%を占める。次いで飲食店の76名（19%）、製造業48名（14%）、小売業の47名（13%）であった。

＊労働災害防止対策

- 安全衛生教育の実施（母国語を用いる、視聴覚教材を使用するなどにより、労働者がその内容を理解できる方法により行う。）
- 必要な日本語、基本的な合図等を習得させる（労働災害防止のための指示等）
- 労働災害防止に関する標識、掲示等

元方事業者による建設現場安全管理

建設現場の安全管理 ＝

元方事業者が実施する安全管理手法
＋
関係請負人は元方事業者が実施する安全管理手法に対応して実施

指針の内容：
【建設現場で実際に行われている安全管理の好事例からとりまとめられたもの】

●建設現場の安全管理

1 安全衛生管理計画の作成
2 過度の重層請負の改善
3 負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
4 関係請負人及びその労働者の把握等
5 作業手順の作成
6 協議組織の設置・運営
7 作業間の連絡及び調整
8 作業場所の巡視
9 新規入場者教育
10 新たに作業を行う関係請負人の措置
11 作業開始前の安全衛生打合せ
12 安全施工サイクル活動の実施
13 職長会（リーダー会）の設置

元方事業者の管理

元方事業者による建設現場安全管理

建設現場の安全管理 ＝

元方事業者が実施する安全管理手法
＋
関係請負人は元方事業者が実施する安全管理手法に対応して実施

指針の内容：
【建設現場で実際に行われている安全管理の好事例からとりまとめられたもの】

●建設現場の安全管理

14　関係請負人が実施する事項

①過度の重層請負の改善
②請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
③関係請負人及びその労働者に係る事項等を元方事業者に通知
④関係請負人及びその労働者に係る事項等の通知
⑤協議組織への参加
⑥協議会結果の周知
⑦作業間の連絡及び調整事項の実施の管理
⑧新規入場者教育の実施
⑨作業開始前の安全衛生打合せの実施
⑩職長会（リーダー会）の設置

元方事業者が実施する安全管理手法に対応して実施

1　安全衛生管理計画の作成

工事の進捗状況に応じて適切な安全衛生活動を展開するために必要

安全衛生管理計画の作成

建設現場における①安全衛生管理の基本方針②安全衛生の目標③労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

なお、この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者からなる委員会等で審査する等により連携して、これを作成する。

2　過度の重層請負の改善

建設業の特徴の1つが重層請負になっている

元方事業者は、作業間の連絡調整が適切に行われにくいこと、元方事業者による関係請負人の安全衛生指導が適切に行われにくいこと、後次の関係請負人において労働災害を防止するための経費が確保されにくくなること等の、労働災害防止問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守するとともに、関係請負人に対しても当該事項の遵守について指導する。

[1]　労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせない。

[2]　仕事の全部を一括して請け負わせない。

＊建設業法上・「元請負人」とは建設工事の下請け契約における注文者

・「下請負人」と　は下請け契約おける請負人

・「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても建設工事の下請け契約の注文者となる場合は「元請負人」であることから**労働災害防止対策の実施者経費の負担は同じ**

●このことから現場入場者全員が労働災害防止対策等に携わる

各職種の施工体系図をもって確認

3　労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、
①労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にする。
②請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にする。

元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。
さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導する。
なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のとおり。

(1)　請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

[1]　労働者の墜落防止のための防網の設置
[2]　物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
[3]　安全帯の取付け設備の設置
[4]　車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
[5]　関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
[6]　元方事業者が主催する安全大会等への参加
[7]　安全のための講習会等への参加

(2)　請負代金内訳書に明示する経費

[1]　関係請負人に、上記[4]の誘導員を配置させる場合の費用
[2]　関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
[3]　元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
[4]　元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

●安全な建設工事のために「適切な安全衛生経費の確保が必要です」　リーフレットを参照

4　関係請負人及びその労働者の把握等

元方事業者は以下について把握しておくこと

(1)　関係請負人の把握

関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかにその①名称、②請負内容、③安全衛生責任者の氏名、④安全衛生推進者の選任の有無について把握する。

(2)　関係請負人の労働者の把握

関係請負人に対し、毎作業日の作業を開始する前までに①仕事に従事する労働者の数、②雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するよう指導する

新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者について、その者が当該建設現場で作業に従事する前までに把握する。

(3)　安全衛生責任者等の駐在状況の把握

関係請負人が仕事を行う日の当該関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況を朝礼時、作業間の連絡及び調整時等の機会に把握する。

(4)　持込機械設備の把握

関係請負人が建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に把握しておくとともに、定期自主検査作業開始前点検等を徹底させる。

5　作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導する。

特に危険性・有害性の高い作業では必須。
高所作業や車両系建設機械、重量物取扱作業など

6　協議組織の設置・運営

元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図る。（安衛法30条、安衛則635条）

定期に開催することが義務付け、少なくとも月に1回以上

(1)　会議の開催頻度

元方事業者は、協議組織の会議を毎月１回以上開催する。（安衛則635条）

(2)　協議組織の構成（安衛則635条）

特定元方事業者と全ての関係請負人が参加

元方事業者は、協議組織の構成員に、①統括安全衛生責任者、②元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者、③元方事業者の現場職員、④元方事業者の店社（共同企業体にあっては、これを構成するすべての事業者の店社）の⑤店社安全衛生管理者又は⑥工事施工・安全管理の責任者、⑦安全衛生責任者又はこれに準ずる者、⑧関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者、⑨経営幹部、⑩安全衛生推進者等を入れる。

なお、元方事業者は、構成員のうちの店社の職員については、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される協議組織の会議に参加させる。

6　協議組織の設置・運営(続き)

(3)　協議事項

協議組織の会議において取り上げる議題については、次のようなものがある。

[1]　建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画　[2]　月間又は週間の工程計画　[3]　機械設備等の配置計画　[4]　車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法　[5]　移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法　[6]　労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策　[7]　安全衛生に関する規程　[8]　安全衛生教育の実施計画　[9]　クレーン等の運転についての合図の統一等　[10]　事故現場等の標識の統一等　[11]　有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等　[12]　警報の統一等　[13]　避難等の訓練の実施方法等の統一等　[14]　労働災害の原因及び再発防止対策　[15]　労働基準監督官等からの指導に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項　[16]　元方事業者の巡視結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項　[17]　その他労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項

(4)　協議組織の規約

元方事業者は、協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成する。

(5)　協議組織の会議の議事の記録

元方事業者は、協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布する。

(6)　協議結果の周知

元方事業者は、協議組織の会議の結果で重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知する。

7　作業間の連絡及び調整

連絡調整の不徹底による災害が多い。元方事業者と下請業者、下請け業者間の相互の調整が大事

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれは準ずる者と十分連絡及び調整を実施する。（安衛法30条、安衛則637条）

［1］　車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業計画
［2］　移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画
［3］　機械設備等の配置計画
［4］　作業場所の巡視の結果
［5］　作業の方法と具体的な労働災害防止対策

随時行うことと規定。日々の安全施工サイクルに組込み作業開始前、工程打ち合わせ会議などで確実に!

8　作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作業日に１回以上作業場所の巡視を実施させる。（安衛法30条、安衛則637条）

指摘事項ある場合は改善後、作業につかせること

9　新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておく。（安衛法30条、安衛則642条の３）

工事の途中から現場に入場して作業を行う者が多い

10　新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、当該作業開始前に当該関係請負人が作業を開始することとなった日以前の協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果のうち当該関係請負人に係る事項を周知する。

11　作業開始前の安全衛生打合せ

元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導する。

12　安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開する。

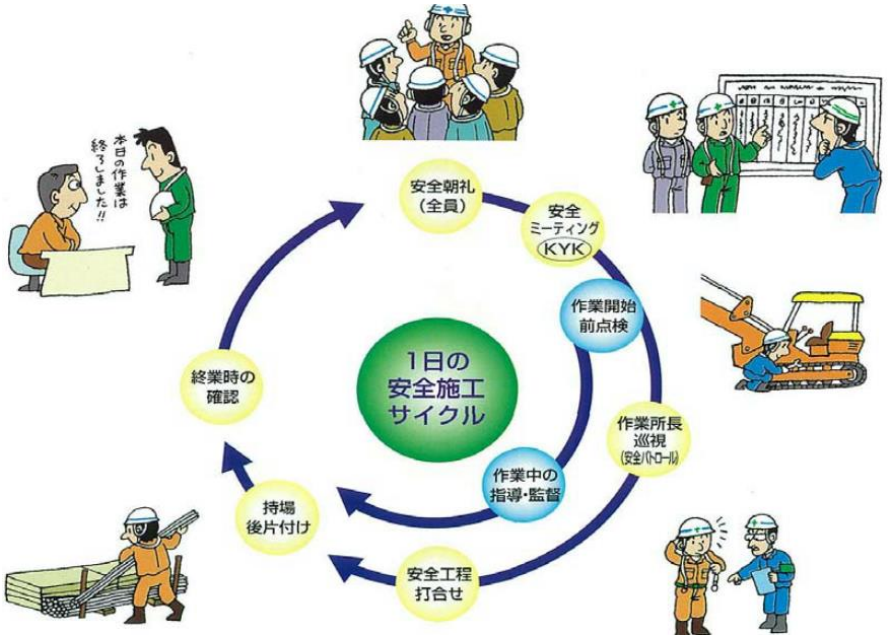

13　職長会（リーダー会）の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会（リーダー会）を設置するよう指導する。

14　新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、当該作業開始前に当該関係請負人が作業を開始することとなった日以前の協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果のうち当該関係請負人に係る事項を周知する。

金属アーク溶接等作業について
健康障害防止措置が義務付けられます

金属アーク溶接作業
（アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングのすべて）

飛散した溶接ヒュームを吸い込むと、「肺がん」や「神経機能障害」を発症する恐れ

飛散した溶接ヒュームを吸い込むと、「じん肺」のおそれ

特定化学物質に新たに位置づけられ、特定化学物質障害予防規則の適用となります！

粉じん障害防止規則により従来より規制

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特定化学物質障害予防規則（以下、「特化則」という。）の特定化学物質・管理第２類物質として位置付けました。

主に令和3年4月１日施行

溶接ヒュームの有害性と性状

溶接ヒューム	
主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）グループ1 ヒトに対する発がん性 その他　：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（ＭｎＯ）について神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn_2O_3）について神経機能障害、呼吸器系障害	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1㎛程度）

特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】【毎回異なる屋内作業場】の場合

（１）全体換気装置による換気等　（特化則第３８条の２１第１項）

- 金属アーク溶接等作業に関する溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
- 「全体換気装置」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。

【全体換気装置の例】

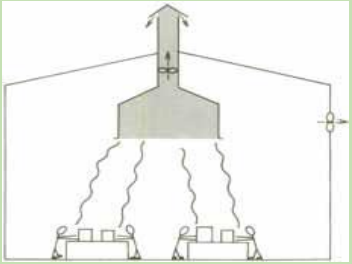

【局所排気装置の例】

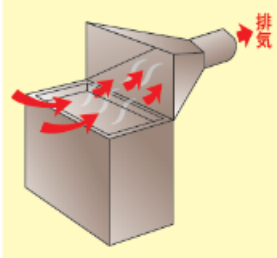

●「屋内」とは、建築物の内部のこと、建築物とは屋根及び柱又は壁から成るもの、特化則においては作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他の遮蔽物が設けられている場所、又はガス・蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所を「屋内作業場」と定めている。

●「継続して行う屋内作業場」というのは、建設現場等移り変わるものではない継続的な作業場のうち、屋内であるもののことを言い、屋内の特定の場所で繰り返しアーク溶接を行っている場合は、頻度が少なく、たとえ年に数回程度の頻度であったとしても、その場所でアーク溶接等作業が行われるのであれば、継続した屋内作業場に該当します。

●「毎回異なる屋内作業場」は、「建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われないもの」となります。

特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】の場合

（２）溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテストの実施等

（特化則第38条の21第２項～第８項）

- 令和４年３月31日までに１度は測定を実施
- その後は、当該作業の方法を新たに採用し、または変更しようとするとき、次ページからの措置を講じることが必要。

※「変更しようとするとき」には、以下の場合が含まれます。
- 溶接方法が変更された場合
- 溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合

２．特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】・【毎回異なる屋内作業場】・【屋外作業場】すべてに共通

（３）特定化学物質作業主任者の選任　（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

（令和４年３月31日まで経過措置あり）

① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること

② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を１か月を超えない期間ごとに点検すること

③ 保護具の使用状況を監視すること

東京労働局　登録教習機関　検索

●特定化学物質作業主任者の選任についての説明となります。金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場・毎回異なる屋内作業場・屋外作業場に共通した規制となります。

●金属アーク溶接等作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任

２．特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】・【毎回異なる屋内作業場】・【屋外作業場】すべてに共通

（４）特殊健康診断の実施等　（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- **金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後６月以内ごとに１回、定期に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。**
- **上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（２次健診）。**
- **健康診断の結果を労働者に通知する。**
- **健康診断結果（個人票）は、５年間の保存が必要。**
- **特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第３号）を労働基準監督署長に提出する。**
- **健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。**

●金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対して、特定化学物質健康診断を実施する必要がある。
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場・毎回異なる屋内作業場・屋外作業場に共通した規制となります
金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者の「常時従事する」の解釈ですが、労働者が業務の常態としてアーク溶接等作業に従事することをいいますが、労働日のすべてにアーク溶接等作業に従事することを要件とはしておらず、作業頻度だけではなく、個々労働者の作業内容や作業量・作業時間等を踏まえて個別に判断する必要があります。

２．特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】・【毎回異なる屋内作業場】・【屋外作業場】すべてに共通

（４）特殊健康診断の実施等　（特化則第39条～第42条）

■溶接ヒュームの健診項目

１次検診	**①業務の経歴の調査　②作業条件の簡易な調査** **③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査** **④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査　⑤握力の測定**
２次健診	**①作業条件の調査** **②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査・Ｘ線検査** **③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査** **④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定**

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

２．特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】・【毎回異なる屋内作業場】・【屋外作業場】すべてに共通

（５）その他必要な措置

アーク溶接作業等作業に関し、次の措置を講じる必要があります。

① **安全衛生教育**（安衛則第35条）
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。

② **ぼろ等の処理**（特化則第12条の２）
対象物に汚染されたぼろ（ウエス等）、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。

③ **不浸透性の床の設置**（特化則第21条）
作業場所の床は、不浸透性のもの（コンクリート、鉄板等）とする。

④ **立入禁止措置**（特化則第24条）
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。

２．特定化学物質としての規制

【金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場】・【毎回異なる屋内作業場】・【屋外作業場】すべてに共通

（５）その他必要な措置（つづき）

⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等**（特化則第25条）
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。

⑥ **休憩室の設置**（特化則第37条）
対象物を常時、製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場所以外の場所に休憩室を設ける。

⑦ **洗浄設備の設置**（特化則第38条）
・洗顔、洗身またはうがいの設備・更衣設備・洗濯のための設備を設ける。

⑧ **喫煙または飲食の禁止**（特化則第38条の２）
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。

⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等**（特化則第43条、第45条）
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

３．施行日・経過措置

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
（２）溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等								
（３）特定化学物質作業主任者選任								
（１）全体換気の実施 （４）特殊健康診断の実施 （５）その他必要な措置								

現に、金属アーク溶接等作業を継続して行っている屋内作業場は、令和４年３月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。

・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。
・令和４年４月１日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければなりません。

溶接ヒュームの濃度測定(2022.4/1～)

換気風量の増加その他必要な措置(2022.4/1～)

再度の溶接ヒュームの濃度測定(2022.4/1～)

呼吸用保護具の選択・使用(2022.4/1～)

フィットテストの実施(2022.4/1～)

選任義務(2022.4/1～)

実施義務(2021.4/1～)

最後に

- 　東京労働局では「**第13次東京労働局労働災害防止５カ年計画**」の**４年度目**です。
- 旗印は

「**Safe　Work　TOKYO**」です。

「**トップが打ち出す方針　みんなで共有**

生み出す安全・安心」**をキャッチフレーズ**で展開します。

　本日の講習内容を参考に、無災害での仕事の継続をお願いいたします。